

スペシャル・ニーズ信託 – その重要性

SNTC 信託及び
Gift Of A Lifetime (GOAL) スキーム概説

Esther Tan
SNTC社長

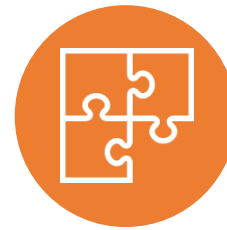


1. スペシャル・ニーズ信託会社(“SNTC”)とは？
2. SNTC信託の仕組み
3. Gift Of A Lifetime (GOAL) – 生命保険会社Great Eastern Lifeとの提携
4. スポンサーシップ & 資金援助

SNTCとは？



目的：
特別な支援を必要とする人々の経済的安定の向上を図る



シンガポール国内唯一の**非営利信託会社**。
以下の支援を受けている：



SNTCのサービスの対象者 は？

先天的に特別な支援を必要とする者

- 知的障害、自閉症、脳性麻痺、ダウン症などを含む

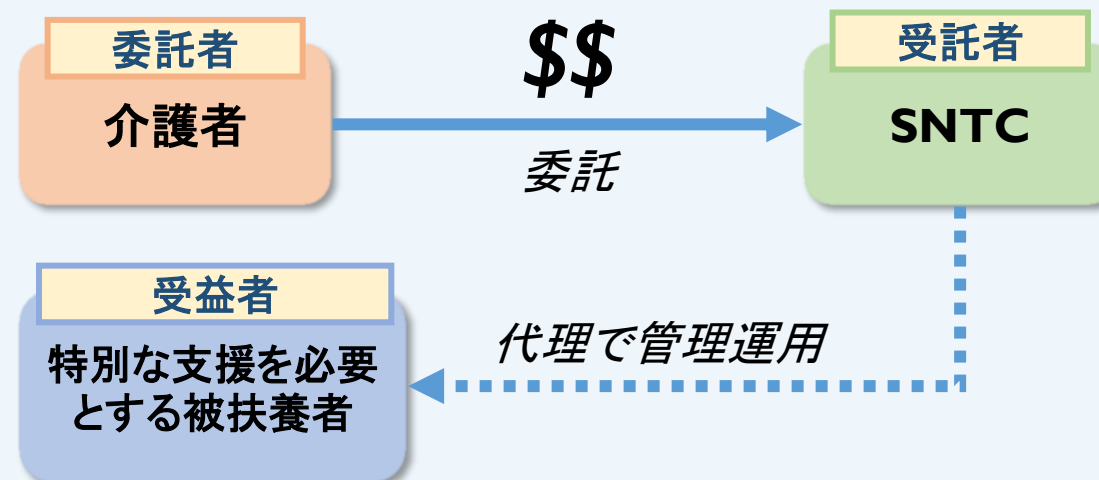
後天的障害

- 認知症、多重身体障害、または脳卒中や事故などによる身体及び／または認識障害を含む
- 例えば統合失調症、双極性障害などの精神健康上の問題を含む

SNTC信託の概要

SNTC信託スキーム

特別な支援を必要とする被扶養者の介護者が一定額の資金をSNTCに委託できる制度。
受託したSNTCは、介護者の死亡に伴い、その資金を受益者の介護のニーズ対応に充てる。



SNTC信託の仕組み

S

Secure
安全安心



- ✓ 公受託者が信託財産を預かり、投資
- ✓ 信託の元本は政府が保証
- ✓ 信託は撤回不能 – \$は常に受益者のために留保

A

Affordable
低廉



- ✓ 当初設定額 - \$5000 (民間信託では、はるかに高い額が必要とされる)
- ✓ 資力調査実施
スポンサーシップ制度あり
- ✓ 利用料を国が手厚く補助

F

Future-Focused
将来を見据えた



- ✓ 委託者の死亡または能力喪失に伴い運用開始
- ✓ 委託者の意思に従い支出
- ✓ 予期しない介護のニーズの変化に対応して \$を支出する柔軟性

E

Extra Mile
充実したサービス



- ✓ 見直し、及び受益者の生活状況・健康状態を調べるため自宅訪問
- ✓ 最善の利益の原則

SNTC信託の仕組み

資格基準



委託者

(信託を設定する介護者)

- 21歳以上
- 意思能力を有する
- 免責未決済破産者ではない
- 受益者の親族などの関係である必要はない

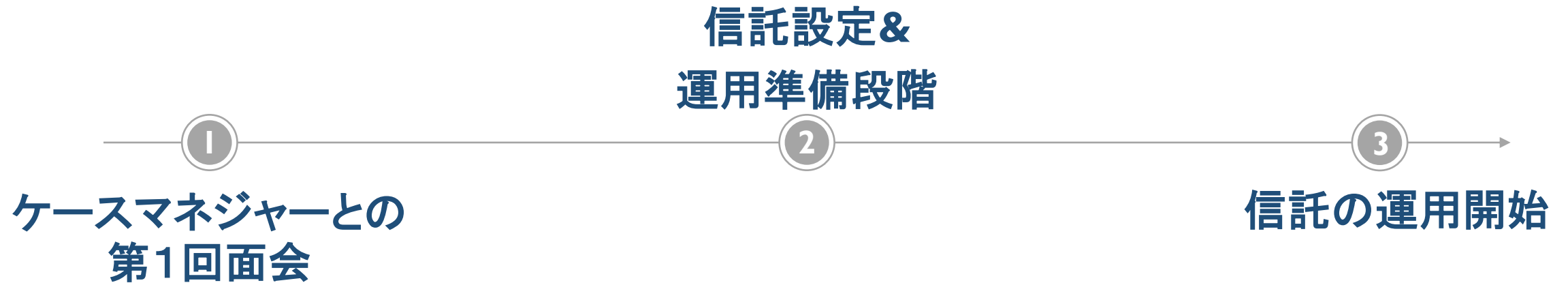


受益者

(特別な支援を必要とする被扶養者)

- シンガポール国籍保有者または永住権取得者(PR)
- シンガポール居住者
- 「特別な支援を必要とする者」(**Person with Special Needs**)のSNTCの定義を満たす者→ **身体／感覚／知的／発達障害(精神障害を含む)があるため、教育／訓練／雇用／レクリエーションを享受できる可能性が大幅に低い者**

SNTC信託の仕組み



SNTC信託の仕組み

① ケースマネジャーとの第1回面会







支援の必要について全体的状況を把握するための評価 (Holistic needs assessment)



ケアプランの作成



資金源の特定

Main Expenses	Description	Monthly Amount (I)	Monthly Amount (II)	Monthly Subsidy	Subsidy	Remarks
	 貯蓄					 中央積立基金 (公的年金) \$
3.2	Medical Consultation with/without Medication/	\$0	\$50	\$50	Yes/ No*	CHAS Blue
	 保険					 財産の売却
3.12	Personal Escort Service (medical)	\$0	\$20	\$20		
	SUB-TOTAL	\$0	\$110	\$310		

② 信託設定 & 運用前段階 – 当初設定額 \$5,000



ケアプランの見直し

- 支援の必要に変化がないか議論
- 家族による支援を検討
- 介入を推奨
- 短期的及び長期的目標を定める



資産の見直し

- 信託に充当する予定の資産について議論
- 介護者に対し、法的助言を求め、遺言書を作成するよう勧める

③ 信託の運用開始 – 信託を設定した介護者の死亡／能力喪失に伴って



SNTC ケースマネジャー

- 信託に充当された資産をフォローアップ
- 信託財産から支出
- 任命された介護者と面会
- 自宅訪問を実施



終了

- 受益者の死亡
- 受益者がシンガポールを永久に出国
- 受益者の死亡前に信託財産が消滅

SNTC信託に必要とされる費用

手数料体系

I. SNTCへの支払い

	手数料 (S\$)	MSF補助 (S\$)	本人負担 (S\$)
信託設定手数料 (1回限り)	1,500	90%	150
運用開始前 年間手数料	250	100%	0
運用開始手数料 (1回限り)	400	90%	40
運用開始後年間 手数料	400	90%	40

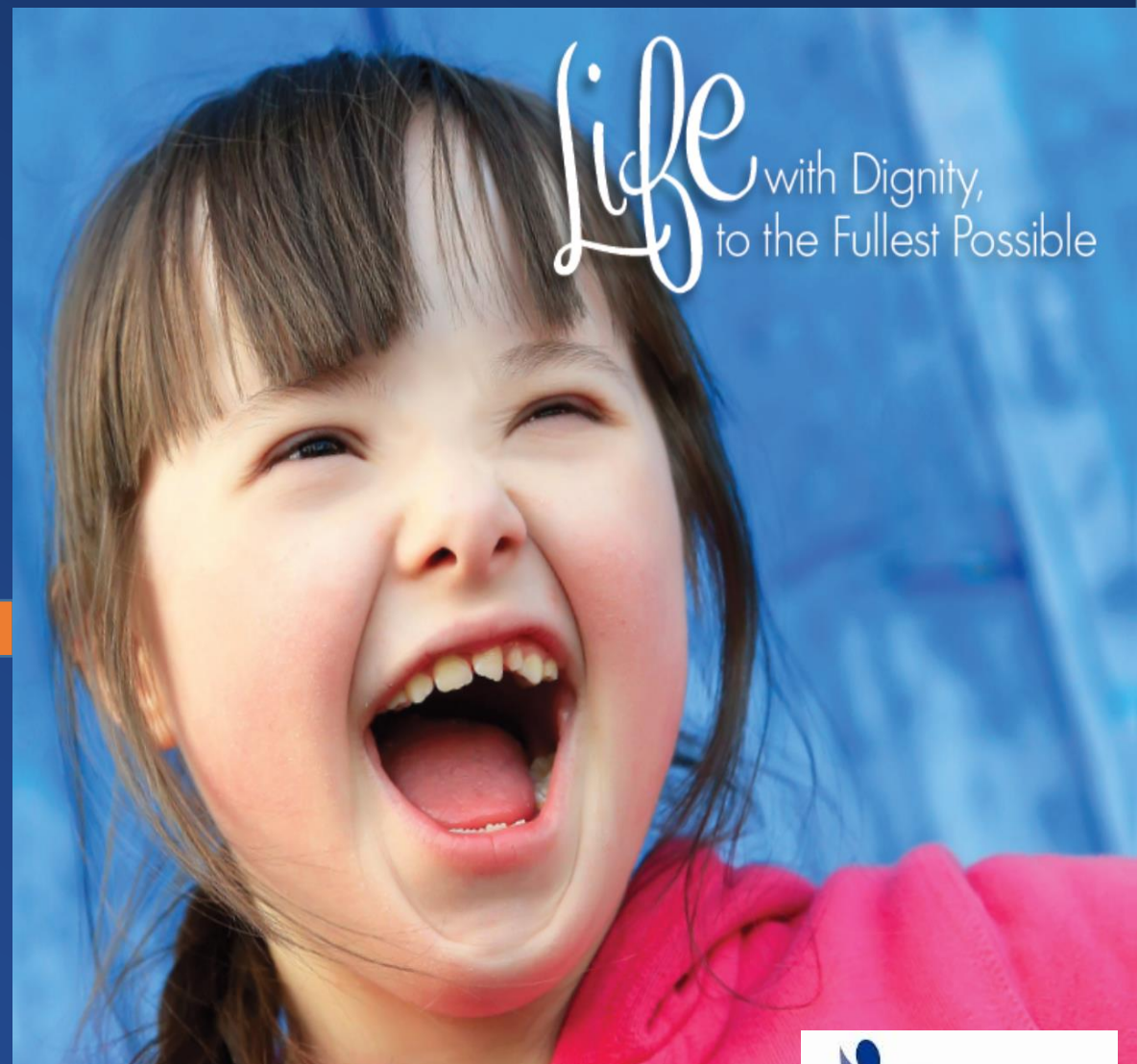
2. 公受託者への支払い

- (A) 受託料と引出料
- (B) 受取利息に対する手数料

(A) 及び (B)は信託財産から控除

SNTCの Great Eastern Life社 との提携

Great Eastern Cares Term Plan
(グレート・イースタン・ケアーズ定期保険)



将来へのプランニング

グレート・イースタン・ケアーズ定期保険

- 他にはない提携: SNTCとの間に信託を設定する親のみが利用できる
- 子どもの信託に指定され、撤回不能
- 100歳までを保険期間とするものとしては市場で最も安い保険料 (\$0.33/日~)
- 引受限度額 \$300,000
- 死亡及び末期疾患のみ
- 手数料なし、マーケティングなし、全額引受

Gift Of A Lifetime

The **GOAL** Sponsorship Scheme



GOALの導入

- GOALは、寄付者の支援(スポンサーシップ)と自助的プログラムの両面を持つ。
- 最終目標は、**被保険者である親の死亡時に特別な支援を必要とする子どもに最低額として\$100,000を確保することである**;親の定期保険の給付金は、子どものSNTCの信託口座に振り込まれる。

自助

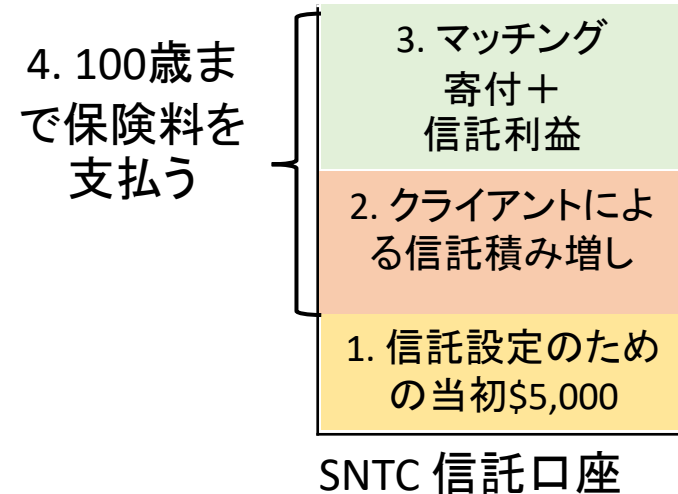
- 親は特別な支援を必要とする我が子を養うための具体的な対策をとる。
- SNTC信託を設定する。
- グレート・イースタン社の定期生命保険に加入する。
- SNTC信託の年間積み増しプランに加入し、保険料を支払う。

寄付者の支援

- 寄付者は、信託設定に必要な当初資本として\$5,000を寄付。
- 寄付者は、信託口座への親の上乗せに対し最大\$5,000までマッチング寄付を行い、定期保険の追加保険料の支払いに充てる。

GOALの仕組み

GOALの仕組み



資格

- 1人当たり年間収入 ≤ \$1,900
- 両親に私有財産なし
- 子ども1人に対し支援(スポンサーシップ)は1回限り

GOAL 積み増しプランの例

生命保険被保険者: 母親		
次の誕生日での年齢(ANB)	30 歳 (ANB)	
保険期間100歳まで	\$100K	\$152K
GOAL スポンサーシップにより		
100歳まで担保するための 信託上乘せ最低額	\$3,000 \$500 × 6年	\$5,000 \$500 × 10年
マッチング寄付	\$3,000	\$5,000
保険金	\$100,000	\$152,000